

# 第 1 章 計画策定にあたって



# 1 計画策定の背景

## (1) 世界の動き

世界における男女平等・男女共同参画の取り組みとして、国連では昭和 50 年を「国際婦人年」と定め、翌年からの 10 年間を国連婦人の 10 年として、男女平等への取り組みが進められました。

昭和 54 年には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、その前文では「国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としている」と規定されています。

平成 7 年に中国・北京で開催された「第 4 回世界女性会議(北京会議)」で採択された、「北京宣言」及び「行動綱領」は、国際的な男女共同参画の取り組みの規範となっています。

その後、平成 12 年に、「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第 1325 号」が国連安全保障理事会で採択、平成 22 年に、「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関」（国連女性機関(UN Women))が設立されました。

平成 27 年の国連サミットにおいて、国際社会共通の目標として「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択され、17 の目標と 169 のターゲットが定められました。その目標の一つに「ジェンダー平等を実現しよう」が設定されています。

令和元年に、日本で開催された「G20(金融・世界経済に関する首脳会合)」の成果文書「G20 大阪首脳宣言」には、「ジェンダー平等と女性のエンパワメントは、持続可能で包摂的な経済成長に不可欠である」と明記されています。

「ジェンダー平等と女性のエンパワメント」は、人権の視点からも社会経済発展の視点からも世界共通の課題として共有されています。

また、同年 6 月には、国際労働機関 (ILO) 総会において「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」が採択（条約発効日：令和 3 年 6 月 25 日）されました。

仕事の世界における暴力とハラスメントは、人権の侵害又は乱用に当たるおそれがあることや、機会均等に対する脅威であるとして、加盟国に対して、一切の暴力とハラスメントのない職場環境を促進する責任があることに注意を喚起しています。

## (2) 国の動き

我が国では、国連の動向に呼応して、国内法の整備と条約の批准、国際社会への支援等を行ってきました。また、働く人の仕事と育児の両立支援に係る取り組みを促す「次世代育成支援対策推進法」や働く分野における女性の活躍推進を促す「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）においては、それぞれ一定の取り組みを行う企業に対して、くるみん認定、えるぼし認定の制度を設けて、企業の継続的な取り組みを促進してきました。

近年の国内における主な動向としては、平成 28 年に「男女雇用機会均等法」、令和 3 年に「育児・介護休業法」、「ストーカー規制法」がそれぞれ改正されています。

また、平成 30 年には、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女候補者数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女候補者数の目標を定める等、自主的な取り組みを規定した「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（以下「候補者男女均等法」という。）が公布・施行されました。同年には長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現や雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保を目的とした「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下「働き方改革関連法」という。）が成立しました。

令和元年には、「女性活躍推進法」施行後 3 年目の見直し規定による改正が行われ、女性活躍に関する計画策定や情報公開の対象事業主の拡大が規定されました。同年、「男女雇用機会均等法」等の改正による職場のハラスメント防止対策の強化や住民票、マイナンバーカード等への旧姓併記も施行されました。

平成 15 年 6 月に政府は、社会的・構造的な差別によって不利益を被っているものに対して機会均等を実現するポジティブアクションを推進しており、「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度となるよう期待する」という目標を決定しました。目標年の 2020 年には、その達成が困難であることから、第 5 次男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方において、「2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が 30%程度となるよう目指して取組を進める」と改められました。

令和 2 年 12 月には、人口減少社会の本格化、国内外で高まる女性に対する暴力根絶の社会運動、ジェンダー平等に向けた世界的な潮流などの社会情勢を踏まえて、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

### (3) 沖縄県の動き

沖縄県は、昭和 59 年に「婦人問題解決のための沖縄県行動計画」を策定し、以後、平成 5 年に「男女共同参画型社会の実現を目指す沖縄県行動計画～DEIGO プラン 21～」(第 1 次)、平成 14 年 3 月には、男女共同参画社会基本法と国の基本計画の趣旨を踏まえ、「沖縄県男女共同参画計画～DEIGO プラン～」(第 2 次)、平成 19 年 3 月に「沖縄県男女共同参画計画(後期)」(第 3 次)、平成 24 年 3 月に「第 4 次沖縄県男女共同参画計画」、平成 29 年に「第 5 次沖縄県男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指してきました。

こうした中、沖縄県においては、男女共同参画社会の形成に関する県民の意識と実態を把握するため、令和 2 年に「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」を実施し、沖縄県の男女共同をめぐる現状と課題を整理し、沖縄県の男女共同参画の実現に向けた方向性を示すため、令和 3 年度に新たな「第 6 次沖縄県男女共同参画計画」を策定しています。

## 2 計画の目的

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（第2条）と定義されています。

男女共同参画社会とは、性別にかかわらず、誰もが、社会のあらゆる分野で、自らの意思によって活躍することのできる社会です。仕事、家庭、地域生活などの多様な活動を一人ひとりの望む形で展開でき、誰もが、共に夢や希望を実現して、一人ひとりの豊かな人生に結びつくことを目指しています。

国は、令和2年に、令和7年までの概ね5年間を対象とする「第5次男女共同参画基本計画」を策定、沖縄県においても令和4年度から令和8年度を対象期間とする「第6次沖縄県男女共同参画計画」を策定し、ジェンダー平等に関する県民の意識改革、女性の更なる社会参画の促進、ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶などに向けた取組を展開しています。

すべての人が等しく平和で豊かな生活がおくれるまちづくりに取り組む本市は、戦後幾多もの歴史の変遷から外国人の居住者も多く、多彩な言語や生活習慣、文化などが共存する国際色豊かな個性あふれる文化のまちであり、さらに未来を担うこどもたちが夢に向かって元気にたくましく育つ環境をつくることを目標としています。

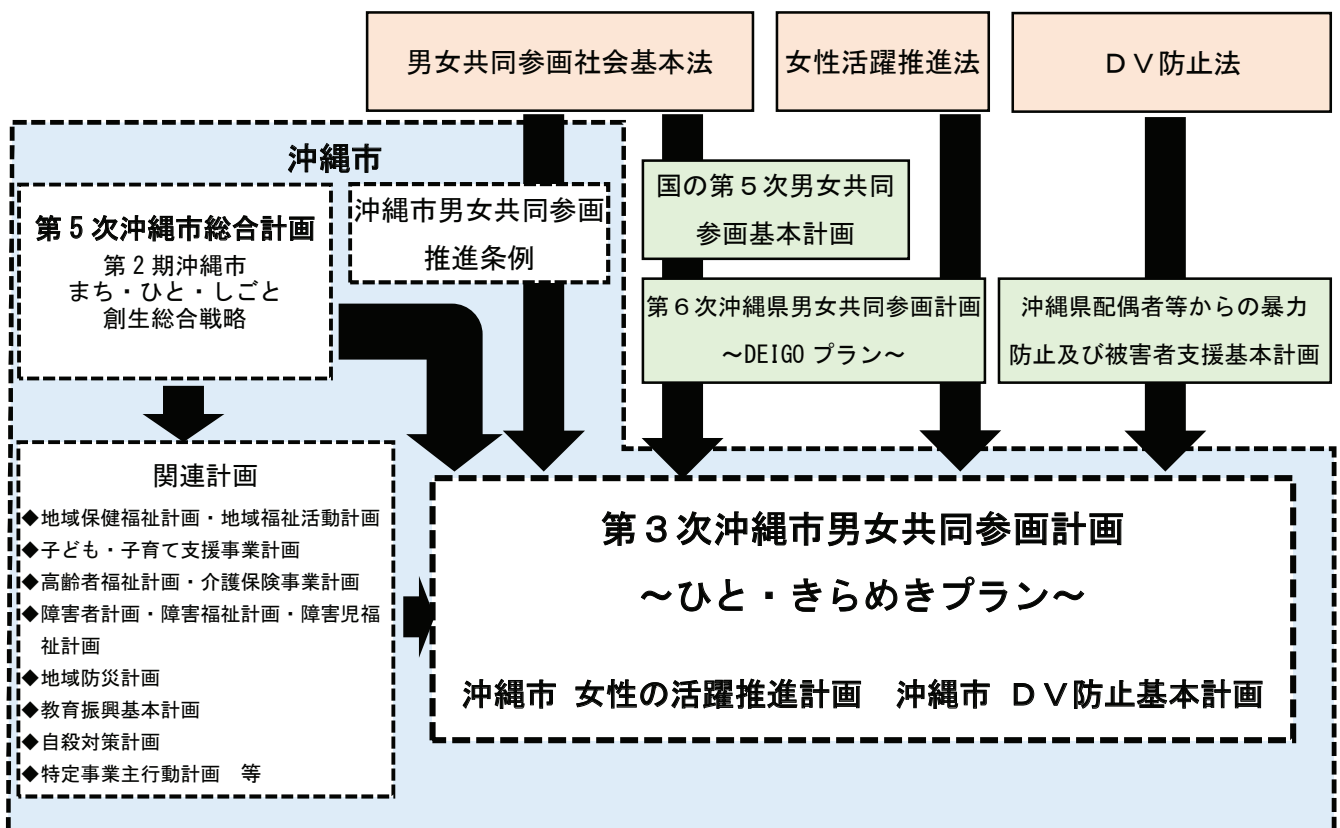
本市の総人口は増加傾向にありますが、少子高齢化の進行がみられ、令和2年の国勢調査では生産年齢人口も減少に転じています。

一方、本市では女性の就業者数、就業者に占める女性割合は増加しており、人口構造の面からみても、男性より女性が多く、女性の活躍は、本市の活力を高めていくうえで重要であると考えられます。

「第3次沖縄市男女共同参画計画～ひと・きらめきプラン～」では、このような沖縄市の特性を踏まえつつ、誰もが性別、年齢、国籍、慣習等にかかわらず、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できるとともに、喜びと責任を分かち合える社会の実現を目的とします。

### 3 計画の位置づけ

- 第3次沖縄市男女共同参画計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく男女共同参画社会の促進についての市の計画です。
- 第3次沖縄市男女共同参画計画は、「沖縄市男女共同参画推進条例」第10条に基づく本市の男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な計画です。
- 第3次沖縄市男女共同参画計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下DV防止法」という。)」第2条の3第3項に基づく市の基本計画です。
- 第3次沖縄市男女共同参画計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)」第6条第2項に基づく市の推進計画です。
- 第3次沖縄市男女共同参画計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」や県の「第6次沖縄県男女共同参画計画-DEIGOプラン-」を勘案するとともに、本市の上位計画である「第5次沖縄市総合計画」の部門計画として位置づけ、国際社会共通の目標である「SDGs」(持続可能な開発目標)を念頭に置きながら、他分野の関連計画との整合性を図っていきます。



本計画では国際社会共通の目標である「SDGs」(持続可能な開発目標)の視点を包括的に取り入れ施策の展開を行うものとしています。

SDGsの17の目標と詳細は次のとおりです。

### 持続可能な開発目標 (SDGs) の詳細



#### 目標 1 [貧困]

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



#### 目標 2 [飢餓]

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



#### 目標 3 [保健]

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



#### 目標 4 [教育]

すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



#### 目標 5 [ジェンダー]

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



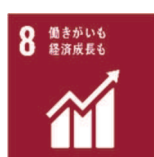
#### 目標 6 [水・衛生]

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



#### 目標 7 [エネルギー]

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



#### 目標 8 [経済成長と雇用]

包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



#### 目標 9 [インフラ、産業化、イノベーション]

強靱(レジリエント)なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



#### 目標 10 [不平等]

国内及び各国家間の不平等を是正する



#### 目標 11 [持続可能な都市]

包括的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



#### 目標 12 [持続可能な消費と生産]

持続可能な消費生産形態を確保する



#### 目標 13 [気候変動]

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



#### 目標 14 [海洋資源]

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



#### 目標 15 [陸上資源]

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



#### 目標 16 [平和]

持続可能な開発のための平和で包括的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



#### 目標 17 [実施手段]

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

出典：パンフレット「持続可能な開発目標 (SDGs) と日本の取組」(外務省)  
([https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/SDGs\\_pamphlet.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/SDGs_pamphlet.pdf))



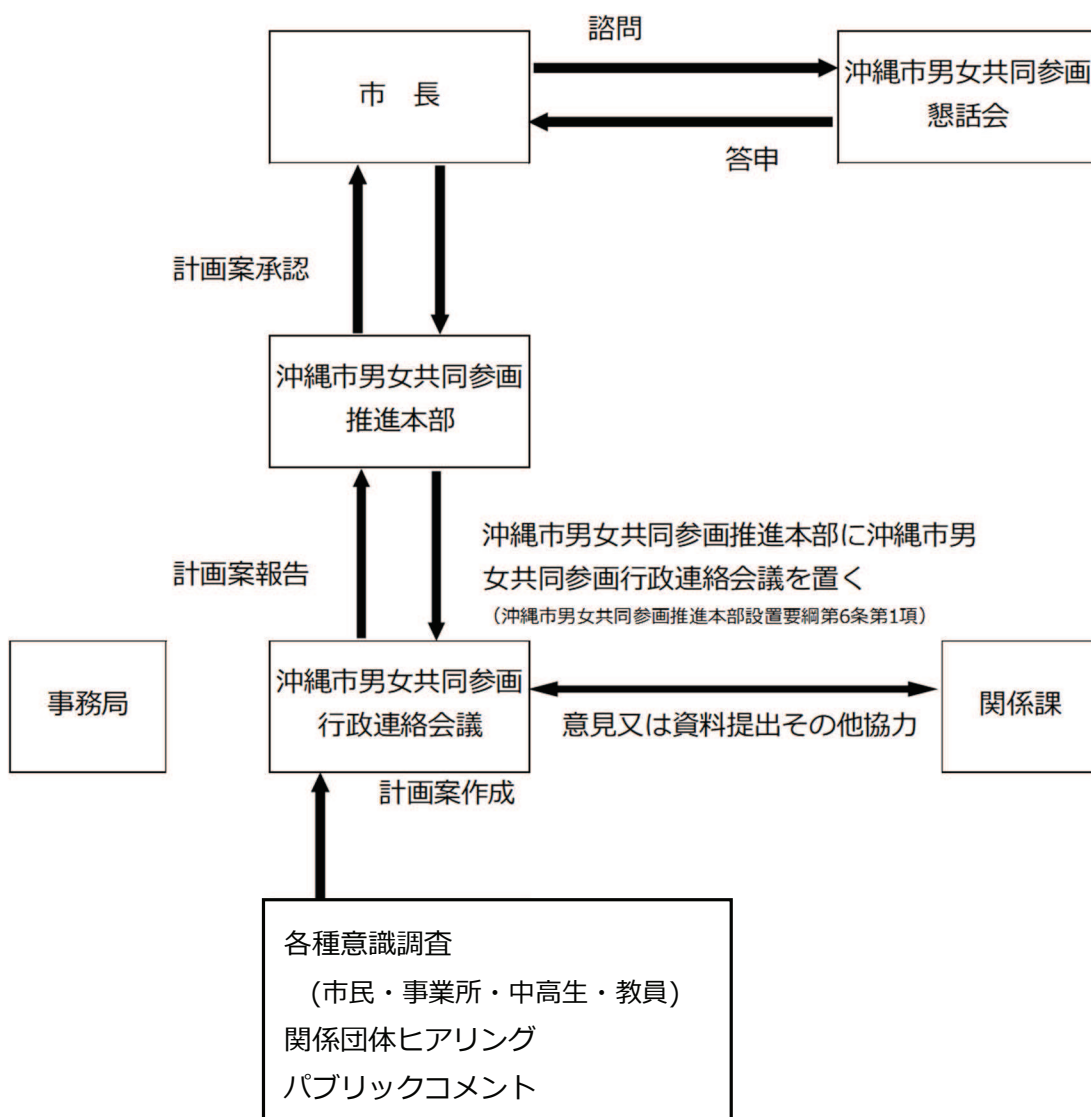
## 4 計画の期間

「第3次沖縄市男女共同参画計画～ひと・きらめきプラン～」の計画期間は、2023(令和5)年度～2032(令和14)年度までの10年間とします。

ただし、関連する法制度の改正や社会情勢等の変化等を勘案し2027(令和9)年度を目途に中間見直しを行うものとします。そのため、本計画の施策の展開における目標値は、2027(令和9)年度とします。

## 5 策定体制

第3次計画の策定にあたっては、男女共同参画に関する意識調査及びパブリックコメント等を通じて市民等及び沖縄市男女共同参画懇話会の意見を踏まえた上で沖縄市男女共同参画推進本部及び沖縄市男女共同参画行政連絡会議において、具体的施策の検討を行います。



## 6 上位関連法及び関連計画の整理

### (1) 国の法及び上位・関連計画

#### ①男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月に、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、基本法では、男女共同参画社会を実現するための 5 本の柱（基本理念）を掲げています。また、その柱に基づき行政（国、地方公共団体）と国民それぞれが果たさなくてはならない役割（責務、基本的施策）を定めています。

#### ◆基本理念

##### 1.男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

##### 2.社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

##### 3.政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

##### 4.家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする必要があります。

##### 5.国際的協調

男女共同参画づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。

#### ◆国、地方公共団体及び国民の役割

- ・国は、基本理念に基づき、男女共同参画基本計画の策定をはじめ、積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定し、実施していきます。
- ・地方公共団体は、国と同様に、基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組むとともに、地域の特性をいかした施策を展開していきます。
- ・国民には、男女共同参画社会づくりに協力することが期待されています。

## ②女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

平成 27 年 8 月に、「女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)」が成立し、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等※）に義務付けられました。令和元年 5 月には、行動計画の策定義務の対象拡大や情報公表の強化等を内容とする法改正が行われました。

※常用労働者 301 人以上企業等。法改正により令和 4 年 4 月 1 日以降は 101 人以上に拡大。

### ◆目的

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。このため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

### ◆基本原則

- ・女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- ・職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ・女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

### ◆基本方針等の策定

- ・国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）。
- ・地方公共団体（都道府県、市町村）は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（努力義務）。

### ◆事業主行動計画の策定等

- ・国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- ・国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施。  
（労働者が 300 人以下[令和 4 年 4 月 1 日以降は 100 人以下]の民間事業主については努力義務）
- ・女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析  
【参考】状況把握する事項：①女性採用比率、②勤続年数男女差、③労働時間の状況、④女性管理職比率等
- ・上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等（取組実施・目標達成は努力義務）
- ・女性の活躍に関する情報の公表（省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表）
- ・国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

◆女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- ・国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- ・地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする（任意）。

③DV 防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

平成 13 年 10 月に「DV 防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）」が施行されました。その後、社会情勢等を踏まえて適宜改正が行われ、令和元年の改正においては、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されました。

◆基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

◆基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

◆都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられている。

④第 5 次男女共同参画基本計画

「男女共同参画基本計画」は、男女共同参画社会基本法第 13 条に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な促進を図るため、平成 12 年に策定されました。

その後、平成 17（2005）年策定の第 2 次基本計画、平成 22（2010）年策定の第 3 次基本計画、平成 27 年策定の第 4 次基本計画を経て、令和 2（2020）年に、ポストコロナの「新しい日常」を見据えつつ、SDGs 等の国際的潮流との整合性にも配慮した新たな基本計画として「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

## 【第1部 基本的な方針】

### I 目指すべき社会

- 1.男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 2.男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 3.仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- 4.あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

### II 基本的な視点及び取り組むべき事項

- 1.男女共同参画・女性活躍は、分野横断的な価値として不可欠であり、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し施策に反映することが必要である。
- 2.指導的地位に占める女性の割合が 2020 年代の可能な限り早期に 30%程度となるよう目指して取組を進める。
- 3.男女共同参画は、男性にとっても重要であり、男女が共に進めていくものである。
- 4.人生 100 年時代を見据えて、男女が健康な生活を実現し、学び続け活躍し続けられる環境の整備、仕事と家事・育児・介護などが両立できる環境の整備に取り組む必要がある。
- 5.AI、IoT 等の科学技術の発展に男女が共に寄与するとともに、その発展が男女共同参画に資する形で進むよう取り組む必要がある。
- 6.女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しながら、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する必要がある。
- 7.多様な困難を抱える女性等に対するきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める必要がある。
- 8.頻発する大規模災害等の経験も踏まえ、男女共同参画の視点による防災・復興対策 を浸透させる必要がある。特に、防災・復興の政策・意思決定段階や現場レベルでの女性の参画について進める必要がある。
- 9.地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、男女共同参画センター等との連携を含め、地域における様々な主体が連携・協働する推進体制をより一層強化する必要がある。
- 10.1～9 の各視点に沿って男女共同参画社会の形成を牽引する人材を育成するための教育や研修が重要となる。

## (2) 県の条例及び上位・関連計画

### ① 沖縄県男女共同参画推進条例

沖縄県においては、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成 15 (2003) 年に「沖縄県男女共同参画推進条例」を制定しました。

#### (基本理念)

- 第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることに考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたる妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

#### (県の責務)

- 第 4 条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市町村、県民及び事業者と共同して取り組むよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭及び地域生活における活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

(男女の人権侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、男女間の暴力的行為（身体的又は著しい精神的な苦痛を与える行為をいう。）その他の行為により男女の人権を侵害してはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、性別による差別、セクシュアル・ハラスメント、男女間における暴力等を正当化し、若しくは助長するような表現又は過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

②第6次沖縄県男女共同参画計画－DEIGO プラン－

「沖縄県男女共同参画計画」は、男女共同参画社会基本法第14条、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条及び沖縄県男女共同参画条例第4条に基づき、沖縄県の男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るための基本的な計画であり、施策の基本方向とその目標及び具体的施策を示しています。また、計画の実効性を高めるために、県民にわかりやすい指標を設定し、計画期間終了時における目標数値を定めています。

本計画の推進にあたっては、「沖縄県SDGs実施指針」に基づき、「誰一人として取り残さない（leave no one behind）」の理念のもと、ゴール5「ジェンダー平等の実現」を推進し、互いを認め合い、一人ひとりが大切にされ、あらゆる場所で活躍できる社会の実現を目指しています。

◆計画の基本方向 『全ての県民が、互いを認め支え合い、心豊かな活力ある沖縄の実現を目指す』

◆計画の期間 令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間

### ③沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画

「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」は、平成 13 年に施行された「DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）」等を受け、法第 2 条の 3 第 1 項に基づき県の責務として策定された「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」（平成 18 年 3 月）の改定版です。また、市町村基本計画の策定も努力義務として明記されています。

#### ◆計画の基本理念

配偶者からの暴力を許さない社会づくり

#### ◆計画の位置付け

この計画は、配偶者暴力防止法第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づく基本計画として策定するとともに、「沖縄県男女共同参画計画（後期）」の基本方向Ⅱ「男女の人権の尊重」中の目標 3「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の達成を目指すための計画としても位置付けます。

### (3) 上位・関連計画

沖縄市総合計画第 5 次沖縄市総合計画 基本構想 前期基本計画

#### ◆重点目標 「世界にひらき 活力あふれる 国際文化観光都市」

#### ◆基本計画

都市像 1 平和への思いと豊かな文化が息づき 一人ひとりが輝き交流するまち

基本方向 1 平和と人権尊重の心を次世代につなぐ

施策 02 人権を尊重する地域社会づくりを推進する

(1)人権意識の普及

(2)権利擁護体制の充実

(3)虐待等の防止と支援体制の強化

(4)男女共同参画社会づくりの推進

#### ◆第 2 期沖縄市まち・ひと・しごと創生総合戦略

基本目標 2 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標 3 安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる